

別添 -

アスベスト問題に関する国土交通省の過去の対応の検証

平成17年8月26日

国土交通省

検証の方法

1. 検証の方法

アスベストに関する過去の関係法令及び、通知・通達、行政文書等について、幅広く省内関係部局において洗い出しを実施した。

更に、これらの文書の内容、背景について、当時の関係職員に対する聴取を必要に応じて実施し、過去の対応の経緯等について明らかにした。

2. 検証の対象

アスベストの取扱いについては、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法等の関係法令により規定されていることを踏まえつつ、国土交通省におけるアスベストに関する通知・通達、行政文書等(別紙1)等による対応を検討対象とした。

検証の結果

1. 建築物関係について

1) 第一期 (昭和62年度(1972年度)以前)

昭和46年に、特定化学物質等障害予防規則が制定され、石綿の製造、取扱作業に作業における規制が定められた。その後、ILO、WTOの石綿の発がん性に係る議論や、吹き付けアスベストに対する規制の議論を踏まえて、昭和48年には、官庁営繕工事における技術基準の一つである「庁舎仕上げ標準(暫定修正版)」(現在は、建築設計基準に統合)において、内部仕上げの方法から石綿吹き付け材を削除した。

2) 第二期 (昭和62年度(1985年度)～)

昭和62年当時、吸音、耐火等を目的として建築物に施された吹き付けアスベストが劣化し、アスベスト繊維が空気中に飛散する事例が学校等において報告され、社会的な問題意識が高まっていた。このため、既存建築物における吹き付けアスベストの適切な処理の必

要性等を認識し、昭和62年9月に、当省所管の官庁施設における方針として、「石綿及び石綿を含む材料・機材の取扱に関する当面の方針について」を官庁営繕部の関係課補佐より地方建設局(当時)等の関係課長宛に連絡した。同方針は、既存建築物の吹き付け石綿等の飛散防止や撤去のための方策を検討することや、新築等の際には吹き付けアスベスト等のみならず、将来の解体時等における飛散防止のためのコスト増等を考慮して、やむを得ない場合を除きできる限り石綿スレート等の通常の使用状態では飛散するおそれのない石綿含有建材を使用しないこと等を示したものである。さらに、昭和62年11月には建築基準法に基づく告示において、耐火構造の規定から吹き付け石綿を用いた構造の規定を削除した。

また、昭和62年10月には官庁施設に対して設計図書の確認による石綿吹き付け材の使用状況による調査、63年1月には民間建築物における吹き付けアスベストに関する調査を実施した。

さらに、学識経験者、建設省(当時)、関係省庁及び関連団体からなる「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術研究会」を(財)日本建築センター内に組織し、吹き付けアスベストの調査・診断方法、飛散防止処理工事等についてのマニュアルとして「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説((財)日本建築センター発行、建設省住宅局建築指導課、官庁営繕部監督課(当時)監修)」を昭和63年6月に取りまとめた。同技術指針・同解説は、吹付けアスベスト対策の適切な指導の参考とするために住宅局建築指導課長から特定行政庁建築主管部長宛に通知するとともに、関係省庁や都道府県等の営繕担当課長に対しても参考送付した。

昭和63年10月には、上記技術指針・同解説を踏まえて、当省所管官庁施設における吹き付けアスベストの飛散防止改修工事等を適切かつ円滑に実施するため、調査の方法や、標準的な仕様書の内容等を示した「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止対策暫定方針」を定め、営繕部営繕計画課長より地方建設局営繕部長(当時)等に通知した。

同月には上記暫定方針に示される調査要領(案)に基づき、関係省庁が所管する国の施設のうち対策が必要となる施設に対して石綿の濃度測定や劣化状況等に関する調査を依頼し、平成元年には、追加調査を実施した。

昭和63年11月には、公共住宅の吹き付けアスベストに対しても上記技術指針・同解説に基づき的確な対策を継続するよう、住宅局住宅建設課長(当時)より都道府県の住宅主管部長宛に要請するとともに、管下公共住宅事業主体への適切な指導等を求めた。

なお、上記暫定方針の内容について一定の実績を得たことを踏まえて、平成10年度版の「建築改修工事共通仕様書」において吹き付けアスベストに係る規定を追加した。

3)第三期 (平成3年度(1991年度)～)

非飛散性アスベスト含有建材の処理作業については、平成3年には廃棄物処理法が改正され、飛散性アスベスト等の特別管理産業廃棄物の処理が規定され、平成7年には特定化学物質等障害予防規則の改正により、建築物の解体等の作業における事前調査や、石綿等の切断等特定の作業における保護具の使用等が定められた。その後、非飛散性アスベスト含有建材の解体を含む工事が増加する中、当省所管の官庁施設の解体等において、設計図書への記載や積算の取扱等の一般的事項を定めることが必要との判断から、平成12年3月に「非飛散性アスベスト含有建材の取扱について」を定め、営繕部営繕計画課長から地方建設局営繕部長(当時)等に対し通知を行った。同時に、設計図書における具体的な記載事項等を定めた「非飛散性アスベスト含有材の取扱に係る設計図書記載事項について」を営繕部の関係課補佐より地方建設局(当時)の営繕部等設計担当課長宛に連絡を行った。また、同通知の内容については、平成14年度版の「建築改修工事共通仕様書」において関連規定を追加した。

平成14年5月に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)が完全施行されたが、同法等では、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、一定規模以上のものについて、分別解体が義務づけられており、主務省令において、特定建設資材に付着した吹き付け石綿等の調査を行い除去することとされている。これに伴い、建設廃棄物等の適正処理を示した「建設副産物適正処理推進要綱」に、アスベストの措置及び飛散性アスベストに関する措置を追加し、国土交通事務次官から地方支分部局等の長、関係省庁の事務次官、都道府県知事、関係業団体等の長等に対して通知を行った。

また、同法の完全施行に伴い、当省所管官庁施設の建築工事における建設副産物の管理に関する詳細な留意事項を定めた「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を作成し、営繕部建築課営繕技術管理室長より地方整備局等の営繕部長に通知を行った。同マニュアルは、関係省庁及び都道府県等の営繕担当課長にも参考送付を行った。

建設リサイクル法完全施行以降、関係部局に解体工事等における有害物質の取扱に関する問い合わせが数多く寄せられており、わかりやすい冊子作成の必要性を認識した。このため、平成16年6月に国土交通省、都道府県、政令市、建設業団体等から構成される建設副産物リサイクル広報推進会議において、パンフレット「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」を作成した。同パンフレットは、解体工事時の有害物質の取扱についての一般的事項を取りまとめたものであり、幅広く一般に配布することにより、関係法令遵守に関する周知を行った。

同年10月の新潟中越地震の際には、地震により建築物等の解体工事・修繕工事が増加す

ることが予想されたため、関係法令の遵守によりアスベストが適正に取り扱われるよう、総合政策局建設業課長より新潟県土木部長、関係業団体の長に対して通知を行った。また、その際に、建設業課より新潟県土木部技術管理課長及び関係業団体に対して、上記パンフレットを送付し、解体工事等の届出窓口にて配布してもらうように依頼した。

平成16年10月1日には、労働安全衛生法施行令において建材等の使用等が禁止されたのを受け、建築基準法施行令及び技術的基準を定めた告示から、すべての石綿含有建材(石綿スレート、石綿パーライト板、石綿けい酸カルシウム板等)の規定を削除した。

平成17年6月には、石綿障害予防規則が施行されるのに伴い、当省の所管団体である(社)住宅生産団体連合会は「低層住宅石綿取扱ガイド」を作成した。同ガイドは、石綿含有建材を含む建築物の解体等の作業を請け負った元請業者や直接施工を行う請負者が、同規則に沿って具体的に措置する内容を示したものである。

2. 自動車関係について

昭和59年12月に、環境庁(当時)のアスベスト発生源対策検討会から、自動車のブレーキ等の石綿材部品については、摩擦熱により石綿が変質し、摩耗粉じんに占めるアスベストの重量割合がかなり小さくなる等の報告がなされた。

平成元年4月12日に、(社)日本自動車工業会は、石綿をめぐる環境問題等に鑑み、自主的に自動車におけるブレーキ等の石綿材部品の非石綿材部品への切り替え計画を策定し、運輸省(当時)、通商産業省(当時)、環境庁(当時)に提出した。運輸省(当時)では、上記報告書等を踏まえ、計画を受理し、実施を見守ることとした。

平成6年2月15日に、代替品の開発が進まず、一部切り替えの計画が遅れている旨の中間報告を受けたが、平成8年10月2日に切り替え完了の報告を受けた。これにより、国内向け生産自動車については非石綿材部品への切り替えが完了した。

平成10年11月12日に、自動車の保安基準に係る通達において、自動車技術基準の国際調和の観点から、EU基準にならいブレーキライニングに関しアスベストを含まない旨を規定した。

まとめ

建築物における対応については、当省所管官庁施設における対応、建築・住宅行政の観点からの対応、建設業行政の観点からの対応の3つに大別される。

については、関係法令における規制に先立ち、当省所管の官庁施設について、公共建築物に関する工事の発注者として必要な取組を行っている。

具体的には、労働安全衛生法において昭和50年に吹き付けアスベストが禁止されるのに先立ち、昭和48年に当省所管の官庁営繕工事における技術基準の内部仕上げの方法から石綿吹き付け材を削除している。これは、ILO、WTOの石綿の発がん性に係る議論や、吹き付けアスベストに対する規制の議論が当時あったことを踏まえて、代替となる他の吹付け材を採用したものである。

また、昭和62年9月には、所管官庁施設におけるアスベストの取扱に関する方針として、既存建築物の吹き付けアスベスト等の飛散防止に係る措置や、新築等の場合にできる限り石綿スレート等の石綿含有建材を使用しないこととした。昭和62年当時は、学校等におけるアスベストについての社会的関心が高まっている中で、将来の解体時等における飛散防止のためのコスト増等を考慮して、石綿含有建材をできるかぎり使用しないこととしたものである。

については、国土交通省では建築基準法令における対応があるが、昭和62年当時に学校等で吹き付けアスベストに関する社会的な関心が高まっている中で、昭和62年11月には建築基準法に基づく告示において、耐火構造の規定から吹き付け石綿を用いた構造の規定について削除した。また、労働安全衛生法令において、平成16年10月から石綿含有建材の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が原則禁止になったことを踏まえ、建築基準法施行令から、石綿の規定を削除した。

いずれも、社会の動向や関係法令の改正を踏まえて、必要な措置を講じてきたものと考えられる。

についても、建設リサイクル法や関係法令の動向等を踏まえて必要な措置を講じてきたものと考えられる。

自動車関係については、昭和59年の環境庁(当時)の検討会において、自動車のブレーキ等の石綿材部品については、摩擦熱等により石綿が変質し、摩耗粉じんに占めるアスベストの重量割合がかなり小さくなる旨の報告がなされたことも踏まえ、アスベストに係る労働安全衛生法等の規制を基本としつつ、(社)日本自動車工業会による自主的な非石綿材部品への切り替え(平成8年10月完了)、国際調和による基準の設定を進めたところである。

アスベストに関する過去の通知・通達、行政文書、研究結果等の一覧(別紙1)

平成17年8月26日時点で把握できているもの

省庁名：国土交通省

	文書作成の時期	文書名	文書の性格	作成主体等	頁数	概要
1	昭和48年3月	庁舎仕上げ標準(暫定修正版)	基準	建設大臣官房官庁営繕部建築課長	-	庁舎の仕上げの標準を定めるものから石綿吹付けを削除
2	昭和62年9月16日	石綿及び石綿を含む材料・機材の取扱いに関する当面の方針について(通知)	事務連絡	建設大臣官房官庁営繕部建築課長補佐、設備課長補佐、監督課長補佐(地方局等担当課長あて)	2	既存建築物の使用及び解体等、新築等に当たっての石綿等の取扱いに係る当面の方針を示したもの
3	昭和62年10月26日	石綿吹き付け材の使用状況実態調査について	事務連絡	建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長補佐(地方局等担当課長あて)	3	設計図書による石綿吹き付け材の使用状況による調査の依頼
4	昭和63年1月25日	民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について(依頼)	通知	建設省住宅局建築指導課長(都道府県建築主務部長あて)	4	アスベスト繊維が空气中に飛散するという事例が見られるため、各都道府県あてに民間建築物について調査を実施するとともに改善指導を行うよう通知。
5	昭和63年6月30日	既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止対策の推進について	通達	建設省住宅局建築指導課長(特定行政庁建築主務部長あて)	1	上記調査結果をふまえ、各特定行政庁あてに「アスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」を指導の際の参考となるよう送付。
6	昭和63年6月	既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説	指針	日本建築センター発行建設省住宅局建築指導課、建設大臣官房官庁営繕部監督課監修	140	吹付けアスベストの調査・診断方法、飛散防止処理工事等についてのマニュアル
7	昭和63年10月3日	官庁施設のアスベスト対策について	通知	建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長(地方局等営繕部長等あて)	19	吹付けアスベスト粉じんの飛散防止対策に関する暫定方針を示したもの
8	昭和63年10月18日	官庁施設の吹付けアスベスト対策について	通知	建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長(各省庁営繕担当課長あて)	5	建設省所管予算の対象施設のうち対策が必要な施設について、営繕計画書とともにアスベスト粉じん濃度等を提出するよう依頼
9	昭和63年10月25日	官庁施設の吹付けアスベスト対策について	通知	建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長(衆参議院事務局等営繕担当課長あて)	6	各省各庁あて依頼文書の参考送付
10	昭和63年11月24日	公共住宅の吹付けアスベストに係る当面の対策について	通知	建設省住宅局住宅建設課長(都道府県住宅主務部長あて)	2	「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」の策定を受け、公共住宅においても的確な対策を継続するよう通知。
11	平成元年4月12日	自動車における石綿材部品の非石綿材への切り替え計画策定の件	報告	(社)日本自動車工業会	-	・石綿をめぐる環境問題等に鑑み、平成6年までに全ての自動車について石綿材部品の非石綿材への切り替えを完了する計画(環境庁、通産省(ともに当時)にも同内容の報告がなされていたところ)。
12	平成元年6月6日	官庁施設の吹付けアスベスト対策について(依頼)	通知	建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長(各省各庁営繕担当課長あて)	4	昭和62年度調査で吹付けアスベストの有無が確認できなかった施設についての追加調査の依頼

	文書作成の時期	文書名	文書の性格	作成主体等	頁数	概要
13	平成4年7月6日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の留意事項について	通知	建設省大臣官房技術調査室長、官庁営繕部営繕計画課長(地方局企画部長、営繕部長あて)	2	特別管理産業廃棄物(飛散性アスベスト)の処理に係る留意事項
14	平成6年2月15日	自動車摩擦材等のアスベスト代替に関する調査結果及び自動車における石綿材部品の非石綿材への切り替えについて(中間報告)	報告	(社)日本自動車工業会	-	・乗用車及び小型トラック(GVW2.5トン以下)について、切り替えを完了(乗用車1車種を除く。) ・大型車及び二輪車用のブレーキライニングのように単位面積あたりに高いブレーキ力が必要とするものについては、代替品の開発が進まず、一部切り替えの計画に遅れ(環境庁、通産省(ともに当時)にも同内容の報告がなされていたところ)。
15	平成8年10月2日	自動車における石綿材部品の非石綿材への切り替えについて	報告	(社)日本自動車工業会	-	全ての国内向け自動車について、非石綿材への切り替えを完了(環境庁、通産省(ともに当時)にも同内容の報告がなされていたところ)。
16	平成10年3月頃	建築改修工事共通仕様書(平成10年版)	基準	建設大臣官房官庁営繕部長	-	アスベスト処理工事についても規定した改修工事の共通仕様書
17	平成10年11月12日	道路運送車両の保安基準に係る技術基準について	通達	運輸省自動車交通局長(当時)((社)日本自動車工業会会長、(社)日本自動車部品工業会会長、日本自動車輸入組合理事長、(社)日本自動車整備振興会連合会会長、(社)日本自動車車体工業会会長、(社)日本産業車両協会会長宛)	-	国際的な基準調和の下に、乗用車の制動装置についてアスベストの使用を禁止。 (平成14年7月15日に同内容で告示化)
18	平成12年3月31日	非飛散性アスベスト含有建材の取扱いについて	通知	建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長(地方局等営繕部長等あて)	2	アスベスト成形板の処理作業についての標準的取扱い等を示したもの
19	平成12年3月31日	非飛散性アスベスト含有建材の取扱いに係る設計図書記載事項について	事務連絡	建設大臣官房官庁営繕部建築課長補佐、設備課長補佐(地方局等担当課長あて)	2	アスベスト成形板の処理作業についての標準的取扱いを踏まえた設計図書の記載方法を示したもの
20	平成12年4月14日	非飛散性アスベスト含有建材の取扱いについて	事務連絡	建設大臣官房官庁営繕部建築課長補佐、設備課長補佐(各省各庁・都道府県等営繕担当課長あて)	1	地方局あての「非飛散性アスベスト含有建材の取扱いについて」の文書の参考送付
21	平成14年3月29日	建築改修工事共通仕様書(平成14年版)	基準	大臣官房官庁営繕部長	-	アスベスト処理工事についても規定した改修工事の共通仕様書
22	平成14年5月30日	建築工事における建設副産物管理マニュアル	基準	大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室長	-	特別管理産業廃棄物(飛散性アスベスト)の処理についても規定したマニュアル
23	平成14年5月30日	建設副産物適正処理推進要綱の改正について	通知	国土交通事務次官(各地方整備局長、各関係省庁事務次官、各都道府県知事、各関係建設業団体の長、他あて)	-	アスベストを含む建設廃棄物の適正処理について周知徹底
24	平成14年11月28日	吹付けアスベストの劣化状況について(依頼)	事務連絡	大臣官房官庁営繕部営繕計画課長補佐、建築課長補佐(地方局等担当課長あて)	3	昭和62年から平成元年における調査のフォローアップの依頼

	文書作成の時期	文書名	文書の性格	作成主体等	頁数	概要
25	平成16年1月16日	吹付けアスベストの劣化状況について(依頼)	事務連絡	大臣官房官庁管繕部管繕計画課長補佐、建築課長補佐、設備課保全指導室課長補佐(地方局等担当課長あて)	30	平成14年11月依頼のフォローアップ調査に基づく保全指導についての依頼
26	平成16年6月	アスベストを含む有害物質の適切な取扱(パンフレット)		建設副産物リサイクル広報推進会議	-	パンフレットの配布(8万部)一般配布
27	平成16年10月26日	平成16年度新潟中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱について	通知	国土交通省総合政策局建設業課長(新潟県土木部長あて)	-	地震により建築物等の解体工事・修繕工事が増加することが予想されるため、アスベストの適正な取扱について関係法令の遵守を周知徹底
28	平成16年10月26日	平成16年度新潟中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱について	事務連絡	国土交通省総合政策局建設業課(新潟県土木部技術管理課あて)	-	パンフレットにより、アスベストの適正な取扱について周知徹底
29	平成16年10月26日	平成16年度新潟中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱について	通知	国土交通省総合政策局建設業課長(関係業団体あて)	-	地震により建築物等の解体工事・修繕工事が増加することが予想されるため、アスベストの適正な取扱について関係法令の遵守を周知徹底
30	平成16年10月26日	平成16年度新潟中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱について	事務連絡	国土交通省総合政策局建設業課(関係業団体あて)	-	パンフレットにより、アスベストの適正な取扱について周知徹底
31	平成17年6月	低層住宅石綿取り扱いガイド	ガイドライン	(社)住宅生産団体連合会	93	石綿含有建材(成形板等)を含む建築物の解体作業の際に、石綿障害予防規則に沿って、事業者が取るべき具体的な対策を記述。